

尾道市因島地区空き家バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市因島地区における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する戸建ての建物をいう。
- (2) 「所有者」とは、空き家及び土地に係る登記簿上の所有者で、当該空き家の売買、賃貸等を行うことができるものをいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、この要綱の定めるところにより、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者から登録の申込みを受けた情報を公開し、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供する仕組みをいう。
- (4) 「因島地区」とは、編入前の因島市の区域をいう。

(空き家バンク以外の取引との関係)

第3条 この要綱は、因島地区において、尾道市因島地区空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに対し、空き家に関する情報の登録を希望する所有者は、尾道市因島地区空き家バンク物件登録申込書（別記様式第1号）及び尾道市因島地区空き家バンク物件登録カード（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容等を審査の上、尾道市因島地区空き家バンク物件台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家台帳へ登録しないものとする。

- (1) 申込みに係る建物が、空き家の条件を満たしていない場合
- (2) 登録申込をした者が、所有者に該当しない場合

- (3) 所有者に市税、保険料等の滞納がある場合
- (4) 申込みに係る建物の老朽化が著しい場合又は申込みに係る建物に大規模な修繕が必要な場合
- (5) 申込みに係る建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に所在する場合。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造を満たすための改修工事を行った場合は除く。
- (6) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めた場合

3 市長は、前項本文の規定による登録をしたときは、尾道市因島地区空き家バンク物件登録完了書（別記様式第3号）により当該登録申込者に通知するものとする。

（空き家に係る登録事項の変更又は取消しの届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに変更内容を市長に届け出なければならない。

2 空き家登録者は、成約その他の事由により当該空き家に係る空き家台帳の情報を取り消すときは、尾道市因島地区空き家バンク物件登録抹消届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の当該空き家に関する登録を抹消し、尾道市因島地区空き家バンク物件登録抹消通知書（別記様式第5号）により当該空き家登録者に通知するものとする。ただし、第5号の規定により登録を抹消した者について、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みがなされたときは、再度登録をすることができる。

- (1) 所有権その他の権利に異動があった場合
- (2) 当該空き家登録者から尾道市因島地区空き家バンク物件登録抹消届出書が市長に提出された場合
- (3) 登録内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) この要綱の規定に違反することが判明した場合
- (5) 登録された日から2年が経過した場合
- (6) 前条第2項の尾道市因島地区空き家バンク物件登録抹消届出書が

提出されていないが、成約したことが明らかな場合

(7) その他市長が空き家台帳から抹消する必要があると認めた場合

(登録空き家情報の公開等)

第7条 市長は、必要に応じて第4条第2項の規定により登録した空き家に関する情報（以下「物件情報」という。）を、ホームページ、広報紙等により公開するものとする。

2 市長は、必要に応じて物件情報を第9条第2項の規定により登録された利用希望者（以下「空き家利用者」という。）に提供するものとする。

(利用希望者の要件)

第8条 空き家バンクの利用を希望する利用希望者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、尾道市のまちづくりに対する理解を深め、地域住民と協調して生活することができる者

(2) その他市長が適当と認めた者

(利用希望の申込み)

第9条 前項の利用希望者は、尾道市因島地区空き家バンク利用申込書(別記様式第6号)に、空き家台帳に登録された空き家のうち利用を希望するものの登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査の上、空き家バンク利用者台帳（以下「利用台帳」という。）に登録するものとする。

(空き家利用者に係る登録事項の変更又は取消しの届出)

第10条 空き家利用者は、当該登録事項に変更があったとき又は利用台帳への登録事項を取り消すときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用台帳の空き家利用者に関する登録を抹消するものとする。ただし、登録を抹消した者について、改めて第9条第1項の規定による利用の申込みがなされたときは、再度登録をすることができる。

(1) 前条に規定する取消しの届出が市長にされたとき。

(2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。

- (3) この要綱の規定に違反することが判明したとき。
- (4) 利用を希望する空き家が成約したとき。
- (5) その他市長が空き家利用者として適当でないとしたとき。
(空き家登録者と空き家利用者の交渉等)

第12条 市長は、空き家登録者と空き家利用者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 空き家登録者及び空き家利用者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、及び利用しないこと。
- (2) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (3) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 個人情報は、利用後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。